

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岐阜県瑞浪市

1 促進計画の区域

別紙地図及び小字一覧表に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 瑞浪地区

(1) 現況

本地域は、農地が少なく周囲に市街地が多いことから、近隣住民に配慮した農業生産活動を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 土岐地区・明世地区

(1) 現況

本地域は、土岐川とその支流の流域に農地が展開し、下流域に市街地を形成し、典型的な中山間地域であり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近隣に市街地が多いことから環境に配慮した農業生産活動を行うことも必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 稲津町・陶町・日吉町・釜戸町・大湫町

(1) 現況

本地域は、土岐川の支流の流域、山付近から農地が展開し、典型的な中山間地域であり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、近隣に学校や市街地があることから環境に配慮した農業生産活動を行うことも必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	瑞浪地区	第3条第3項第3号に掲げる事業
②	土岐地区、明世地区、	第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	稲津町、陶町、 日吉町、釜戸町、 大湫町	第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

瑞浪市全域とする。

イ 対象農用地

(ア) 対象農用地は田とし、急傾斜農用地は、1/20以上、緩傾斜農用地は、1/100以上1/20未満とする（ただし、急傾斜農用地と一体とした取組を行う場合に限る。）。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。また、認定農業者に準ずる者とは人・農地プランにおいて、中心的な経営体として位置づけられた者など、地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

耕作放棄地の復旧に対する支援

耕作放棄地の復旧は、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用しつつ推進する。